



道路運送車両法第76条の35第2項による監事の意見書

軽自動車検査協会の令和元事業年度財務諸表及び決算報告書について、監査を行った結果、計数は正確であり、処理は妥当であると認められた。

なお、別紙のとおり付記がある。

令和2年 6月 17日

軽自動車検査協会

監事 岩田 邦 男



監事 尾本 和 彦



(別 紙)

会計書類に不備は見受けられなかったが、その前提となる事柄であって、協会の財務に影響を及ぼす可能性がある以下のことについて、付記する。

検査機器の更新に当たり2グループに分けて発注してきたところ、これを1社に発注するようにするとのことであるが、こうした措置などを継続し、談合の防止に留意するべきである。

また、今後とも、近年制度改正が頻繁に行われている労働関係の規律を適時適切にフォローすることにより、訴訟リスクなどを負うことがないように留意が必要である。